

※大学生年代の子を含めると3人以上の子を養育している方について、本書の提出が必要です。

様式6号の9

監護相当・生計費の負担についての確認書

明石市長 様

書き方見本

令和 6 年 4 月 1 日

【申立人】(児童手当の請求者・受給者)

住所 中崎 1 丁目 5 番 1 号

氏名 明石 太郎

連絡先 000-0000-0000

※確認書裏面の注意事項をご確認のうえ、ご記入ください。

私は、以下に記載する者(注)について、監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護をし、かつ、その生計費を負担していること(以下「監護相当・生計費の負担」という。)を下記のとおり申し立てます。申立てが真正であることの証明を求められた場合は、関係する書類を提出します。

注 18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のうち、施設等に入所等している者でないもの

記

フリガナ	アカシ イチロウ	生年月日	続柄	申立人による監護相当の状況(該当いずれかに○印)	申立人による生計費の負担の状況(該当すべてに○印)
氏名	明石 一郎	平成16年 1 月10日	子	1.同居し、日常生活上の世話・必要な保護をしている 2.別居しているが、定期的な連絡・面会等をしており、監護相当である 3.その他()	1.生活費(食費、家賃等) 2.学費 3.その他()
住所	1.申立人と同じ 2.申立人と別住所 (神戸市○○区○○町○○番地の○○)		職業等(該当いずれかに○印) 1.学生 2.無職 3.その他() ※学生がアルバイト等をしている場合は学生に○印	※学生の場合のみ記入 通学先 卒業予定時期	
個人番号	0000-0000-0000			明石大学	令和 9 年 3 月

申立人による監護相当の状況(該当いずれかに○印、該当がない場合は受付できません。)

監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護を行っていることが必要になります。子が就職して別居している場合や特別な事情がある場合でも、申立人が監護相当と申し立てる場合は、疎明書類等の提出を求めるなど、総合的に判断されます。

申立人による生計費の負担の状況(該当すべてに○印、該当がない場合は受付できません。)

生計費の負担とは、申立人の収入により子が日常生活上の全部または一部を営んでおり、かつこれを欠くと通常的生活水準を維持することができないことをいいます。例として、負担の内容が金銭ではなく食料品や保険料等の場合であっても、上記の要件を満たすものであれば該当します。

住所

住民票上の住所を記載してください。別居している場合も別途「別居監護申立書」は不要です。同居から別居した場合や、別居先が変更になった場合は再度「監護相当・生計費の負担についての確認書」の提出が必要です。

職業等、通学先、卒業予定時期

「職業等」の欄については、学生、無職以外の者はその他に○をつけてください。また、学生等がアルバイト等をしている場合は学生に○をつけてください。「通学先」の欄及び「卒業予定時期」の欄については、「職業等」の欄で学生に○をつけた場合のみ記載してください。「卒業予定時期」の欄については提出時点での予定時期を記載してください。

個人番号(マイナンバー)が分からない場合や郵便事故等による漏洩に不安がある場合は記入不要です。明石市で補記します。